

平成30年7月1日

株主各位

横浜市中区山下町2番地
東京汽船株式会社
代表取締役社長 齊藤 宏之

単元株式数の変更に関する公告

当社は、平成30年5月21日の取締役会決議により会社法第195条第1項の規定に基づき定款を変更し、平成30年7月1日をもって単元株式数が1,000株から100株に変更となりましたので、会社法第195条第2項及び第3項に基づき公告いたします。

以上

(ご参考)

1. 上記変更に伴い、平成30年7月1日をもって東京証券取引所における当社株式の売買単位も1,000株から100株に変更されます。
2. 株主の皆様におかれましては、特段のお手続きの必要はございませんので、念のため申し添えます。